

令和3年度岩手県男女共同参画審議会 議事録

1 日時

令和3年11月24日(水) 10:00~11:40

2 場所

いわて県民情報交流センター(アイーナ)8階 会議室804(B)

3 出席者

(1) 岩手県男女共同参画審議会委員(12名)

池田 弘子 委員
及川 一也 委員
大高 智佳子 委員
小菅 亜紀子 委員
佐藤 尚 委員
天間 正継 委員
野田 大介 委員
福島 裕子 委員
細川 恵子 委員
森 寛子 委員
八重樫 千晶 委員
渡邊 拓 委員

(2) 事務局

企画理事兼環境生活部長 石田 知子
環境生活部 副部長 菊池 正勝
環境生活部若者女性協働推進室長 高橋 久代
環境生活部若者女性協働推進室 特命参事兼青少年・男女共同参画課長 前田 敬之
環境生活部若者女性協働推進室 特命課長(女性活躍支援) 中野 綾
環境生活部若者女性協働推進室 主任主査 佐藤 博晃
環境生活部若者女性協働推進室 主任 吉田 絵美
環境生活部若者女性協働推進室 主事 高橋 美里
総務部人事課 職員育成課長 熱海 淑子
復興防災部復興推進課 主幹兼推進担当課長 米内 敏明
復興防災部防災課 総括課長 中里 武司
復興防災部消防安全課 主任主査 吉田 真由美
保健福祉部保健福祉企画室 企画課長 畠山 直人
保健福祉企画室子ども子育て支援室 子ども家庭担当課長 田内 慎也
農林水産部農業普及技術課 農業革新支援担当上席農業普及員 澁谷 まどか
教育委員会事務局学校教育室 教育企画調整担当課長 重 浩一郎

4 傍聴者

0人

5 会議概要

○高橋若者女性協働推進室長 ただいまから令和3年度岩手県男女共同参画審議会を開会します。

本日の進行を担当します若者女性協働推進室の高橋です。よろしくお願いします。

本日御出席いただいております委員の皆様は、委員総数18名のうち12名ですので、岩手県男女共同参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立することを御報告申し上げます。

また本日の審議の内容は、岩手県男女共同参画審議会運営規程により、議事録を公開することとされておりますこと申し添えます。

初めに、石田企画理事兼環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

○石田企画知事兼環境生活部長 本日は、お忙しいところ、またお足元の悪い中、当審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、本県の男女共同参画政策の推進に当たり、日頃から格別の御指導、御協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。今県内では感染者もいないということで、皆様が一堂に集まって対面で審議会を行うことができます。

県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を基本目標に掲げ、多様な生き方が認められる男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備や女性の活躍支援などの取組を進めています。また、当審議会においては、昨年度数回にわたり皆様方から御意見を賜り、今年の3月には、新しい「いわて男女共同参画プラン」を策定し、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重され、共に参画できる社会を目指して、様々な取組を実施しているところです。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は、女性の雇用や生活に大きな影響を及ぼしています。非正規雇用者の雇止めや解雇、家事・育児・介護等の負担感の増加など、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れております。

一方で、仕事においては、オンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっており、柔軟な働き方の推進や、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもあります。

本日の会議においては、いわて男女共同参画プランの取組状況について御協議いただいた後、男女共同参画全般に関する意見交換を予定しております。

限られた時間でございますが、皆様には、男女共同参画社会の実現に向けて、それぞれのお立場から忌憚のない御意見等を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたっての挨拶といたします。

○高橋若者女性協働推進室長 次に委員の皆様を御紹介いたします。今回は、今年1月に改選をしてから初めての審議会になりますので、お配りしている名簿の順に従ってお名前を御紹介させていただきます。

池田弘子委員、及川一也委員、大高智佳子委員、海妻径子委員（欠席）、梶田佐知子委員（欠席）、小菅亜紀子委員、後藤康文委員（欠席）、小向和美委員（欠席）、嵯峨祐紀委員（欠席）、佐藤尚委員、高嶋純委員（欠席）、天間正継委員、野田大介委員、福島裕子委員、細川恵子委員、森寛子委員、八重樫千晶委員、渡邊拓委員です。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局職員を御紹介いたします。企画理事兼環境生活部長 石田知子、環境生活部副部長 菊池正勝、若者女性協働推進室特命参事兼青少年・男女共同参画課長 前田敬之、同じく若者女性

協働推進室特命課長（女性活躍支援担当）中野綾です。その他、当室担当職員及び関係室課の職員が出席しています。

【協議（1）】

○高橋若者女性協働推進室長 それでは、議事に入らせていただきます。本来であれば、審議会の会長が議長を務めるところですが、本日の審議会は改選後初めての審議会ですので、会長が選任されるまでの間、暫時、私の方で進行いたします。それでは次第「4 協議（1）会長の選出等について」です。

条例第 27 条第 1 項の規定により、会長の互選をお願いいたします。自薦あるいは推薦はございませんか。

○及川一也委員 事務局案等はございますか。

○高橋若者女性協働推進室長 事務局案の提示を、と御発言がございました。事務局としては福島委員に会長をお願いしたいと考えております。皆様から事務局案について御意見ありますでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは、会長を福島委員をお願いすることといたします。条例第 27 条第 2 項の規定により、会長が議長となりますので、ここからの進行は福島会長をお願いいたします。福島委員、会長席に御移動ください。

○福島裕子会長 ただいま、会長を拝命いたしました福島裕子と申します。委員の皆様、そして県の皆様どうぞよろしく申し上げます。一言御挨拶を申し上げます。

先日、今年度の日本のジェンダーギャップ指数が報告されましたが、全世界 156 カ国中、日本は 120 位と、世界先進諸国に比べて女性の社会参画がまだまだ遅れている国であること、教育や医療は非常に高いレベルですが、行政や経済分野において女性の参画がまだまだ遅れており、先進国の中で最下位の状況が続いていることを痛感する数字でした。おそらく岩手でも同じ状況だと思います。

先ほど石田部長がおっしゃいましたようにコロナの影響で脆弱な女性の立場、少数派の立場に色々な影響が出ています。就業数の減少は男性よりも女性の方が非常に顕著で、一番危惧されるのは女性の自殺数です。男性が減っているのに対して、非常に大きな数にのぼっている。その背景には、非正規雇用の経済的な困窮や、シングルマザーの就業率の低下などが潜んでいるのだろうと拝察できます。DV の相談数や性暴力被害の相談数も非常に増えているという内閣府の報告もあります。

岩手県男女共同参画審議会は、岩手県内において、それぞれのお立場で男女共同参画について御活躍している方々が集まり、岩手県の課題を明確にしながら未来に向けて協議をしていく、そして県に色々な意見を伝えていくという非常に意義がある会だと思っております。

皆さんと 2 年間御一緒させていただきますが、今日は最初の集まりということで、県の取組の現状を伺って、それから皆さんのそれぞれのお立場で今どんなことに取り組んでいるのか、課題に感じているか等を情報交換しながら、委員の絆を強めていく場になるのかなと思っております。岩手県の未来のために、男女と言わず、多数派、少数派、全てが共同で社会参画できる県を目指して活発な御議論を交わしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事を進めて参ります。協議1につきまして、会長職務代理者を岩手県男女共同参画推進条例第27条第3項の既定により会長が指名することとなっております。私の方では、岩手大学に御所属の海妻委員を指名したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。海妻先生は本日御欠席なので御挨拶はございませんが、海妻先生に職務代理者ということをお願いしたいと思っております。

【協議2】

○福島裕子会長 続きまして「協議2「いわて男女共同参画プランの取組状況」について」事務局から御報告いただき、委員の皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。それでは事務局、御説明をお願いします。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 県の若者女性協働推進室の前田です。いわて男女共同参画プランの取組状況ですが、本日初めて御出席される委員の方々もいらっしゃいますので、概要も含めて御説明申し上げます。お手元の資料1-1、プランの概要を御覧ください。紙の資料とタブレットがありますが、どちらも同じものです。

本プランは男女共同参画を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、昨年度、当審議会における御審議などを経て、この3月に新しい「いわて男女共同参画プラン」として策定したものです。基本目標として「性別にかかわらず、一人一人が尊重され、ともに参画できる社会の実現」を掲げており、1から5に示す施策の基本的方向と主要指標などを定めています。

次に資料1-2、いわて男女共同参画プランの指標を御覧ください。本プランの目指す姿ですが、二種類の指標を設定しています。1ページ目から4ページ目の途中までが主要指標で、こちらは県が目標値を定め、施策として取り組むものとして設定したものです。また、4ページから6ページまでの参考指標は、進捗状況を表すものとして把握するという取り扱いとしています。主要指標ですが、令和7年度までの計画目標値を設定しています。例えば、1ページ、政策方針決定過程の女性の参画拡大の表の一番上に、審議会等委員に占める女性の割合という指標を置き、現状が35.6%とあるのを令和3年度までに40.0%、令和7年度まで40.0%を維持しようとするものです。なお、現状値は、昨年度のプラン策定時に令和元年度の数字が最新の数字でありましたため、プランにはその数字を載せております。例えば女性参画の拡大分野ですが、以前のプランでは、別の指標で管理していたこともあり、令和2年度の数値は掲載していませんので御了承いただきたいと思います。

なお、紙でお送りした資料を御覧の方には、1点訂正があります。5ページ目の参考指標のうち、上から二番目のところ、女性消防団員、消防団員消防団の割合の現状値を、紙の資料では4.1と記載しておりましたが、正しくは97.0%です。タブレット上は正しい数字を掲載しております。お詫びして訂正させていただきます。

次に、資料1-3を御覧ください。いわて男女共同参画プランにおける令和3年度の取組状況でございます。今御説明したとおり、指標の目標値は、年間を通しての数字をとることにしているため、プランの初年度の令和3年度の実績数値は、来年度に御報告をさせていただくこととします。よって、今回

は、令和3年度における県の取組状況について御報告させていただきます。時間も限られていますので、資料の中から主なものに絞って御説明し、その後、関係部局における取組のうち、東日本大震災津波からの復興に関連して復興防災部防災課から、多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援に関連して保健福祉部子ども子育て支援室から御説明いたします。

それでは、「Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大」(1ページ～4ページ)でございます。1ページを御覧ください。一番目の審議会における女性委員の割合の向上、女性委員が就任していない審議会等の解消の取組として、右の欄ですが、女性委員の登用を進めるように県庁各部局と意識共有や周知徹底をして、登用が遅れている審議会には、達成に向けての課題や取組状況についてヒアリングなどを行う予定としています。

続きまして、「Ⅱ 東日本大震災からの復興と防災における男女共同参画の推進」(4ページ～7ページ)は、後程、復興防災部から主なものを御説明させていただきます。

「Ⅲ 女性の活躍支援」(8ページ～17ページ)について、8ページの一番上ですが、高校生や大学生など若者や女性の地元定着の取組として、県内の主要団体による、いわてで働こう推進協議会の開催や岩手で働こうフォーラムの実施、こちらは11月25日に高等学校の進路指導担当と企業の交流の機会として開催しようとするものです。

15ページ「(2) 快適な職場環境と労働条件の整備」一番目の、男女の対等なパートナーシップに向けた意識啓発の取組として、経営者や管理者の理解促進のため10月に女性活躍セミナー、2月に女性活躍ステップアップセミナーを実施するほか、男性が家事育児へ参画しやすい職場環境づくりを促進するために、企業におけるワーク・ライフ・バランスのモデル事例を創出し、成果発表会を実施して情報発信する予定としています。

「Ⅳ 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」(18ページ～26ページ)について、19ページの児童生徒を性的被害や有害情報から守るための取組として、インターネットトラブル事例集の送付や周知、ネット社会の健全な発展に向けた連絡協議会による啓発ポスターの送付周知、その他リーフレットの送付など、事例を挙げて、周知等を図っています。

22ページの中ほど「(2) 生活困窮、高齢、障がい者等の多様な困難を抱えた女性への支援」について、上から二番目、多様な困難を抱えた女性の相談窓口、相談体制の整備の取組として、岩手県男女共同参画センターでは一般相談、法律相談、女性のための就労相談などの専門相談を実施しています。窓口についてはホームページやリーフレット、チラシなどでも周知を図っているところです。特に、新型コロナウイルスの拡大が社会的に弱い立場にある方により深刻な状況もたらすことから、相談者の間口を狭めることなく気軽に相談できるような体制づくりに努めております。なお、この章については、後程、保健福祉部から御説明をさせていただく予定です。

「Ⅴ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」(27ページ～36ページ)について、27ページ一番上の男女共同参画推進月間の取組として、6月にいわて男女共同参画フェスティバル2021を開催しました。新型コロナウイルスの影響によりウェブ開催となりましたが、東京大学の瀬地山角先生による基調講演『笑って考えよう！家庭のことを、仕事のことを、未来のこと～男の家事が社会を救う～』を約1ヶ月間動画で配信し、多くの方に御覧いただいたところです。また、「性別による固定的な役割分担をなくそう いわて宣言」の賛同者募集をこの時期に行いました。

29ページ一番下、各地域や各分野で活躍する男女共同参画サポーターの育成の取組として、9月か

ら 11 月にかけて、動画視聴を中心として、いわて男女共同参画サポーター養成講座を実施しました。申し込み 103 名、うち男性が 23 名と多くの参加がありました。

33 ページ一番下、県民意識の調査について、男女の地位の平等感や男女共同参画に関する県民の意識についてのアンケート調査ですが、今年度は 3 年に 1 度の調査の年に当たっています。現在の県民意識や行政に対するニーズの把握、男女が共に支える社会に関する意識について、設問を設定し、調査を行っています。今後の男女共同参画施策を検討していく上で重要な資料となりますので、調査結果は年度末に取りまとめて皆様にもお知らせすることとして考えております。

非常に駆け足での説明となり申し訳ございませんが、私からの説明は以上です。引き続き、関係部局からお願いいたします。

○中里防災課総括課長 復興防災部防災課の中里と申します。私からは、防災における男女共同参画の取組について、本日机上に配付した A4 版縦 1 枚の資料に基づいて御説明申し上げます。この資料は資料 1-3 の 5 ページから 7 ページに記載している事項を整理したものです。

取組の一つ目、防災に関する政策方針決定過程への女性の参画拡大について、市町村防災会議における女性委員の登用を増やすことを目指して取り組んでいるところです。現状ですが、市町村防災会議に女性委員が参画する割合は 11 月 1 日現在で 93.9%まで増えています。年度当初には 33 市町村中 29 市町村で女性委員が参画していて、87.9%という状況でしたが、今年度に入り、女性委員が参画している市町村が 2 つ増えて、31 市町村となりました。県の取組としては、市町村長向けのトップセミナーを毎年行っていますが、こうした場で当部から、女性委員を増やすような取組をお願いしているところです。また、このような会議の他にも、個別訪問するなどして、他の市町村の先進事例を御紹介することなどによって、女性委員を増やす取組を行っているものです。

取組の二つ目、災害から受ける影響の男女の違い等に配慮した防災対策の実施ということで、取組具体例として、毎年県の総合防災訓練を実施していますが、今年は 9 月に北上市と西和賀町を会場として実施しました。残念ながら、コロナ禍ということで住民や保健医療機関の参加は叶いませんでしたが、企画の段階で環境生活部と県男女共同参画センターに協力いただいて、避難所の運営のあり方、男女の違い等による運営をどうしたらいいかというところを議論しました。今回の議論を、次年度以降の防災訓練に活かしていきたいと考えています。それから、市町村職員研修も行っております。その中で、避難所の開設運営事例の紹介も行っており、県外自治体の優良事例も御紹介しているところです。授乳室の設置、男女別の更衣室の設置、男女別のトイレもできるだけ離して設置するとか、避難所の照明を明るくするとか、様々な優良事例がございますので、そうした取組を御紹介するといったこともやっています。

取組の三つ目、防災・災害の現場における女性の参画拡大ということで、今年度は、来月になりますが、自主防災組織とあって、町内会の女性部会や婦人消防の皆様等が中心となりやっている、地域の防災力を高めるという組織ですが、このリーダーを対象とした研修会の中で、男女共同参画センターによる講義を行うことも考えています。簡単ですが以上で紹介を終わります。

○田内子ども家庭担当課長 保健福祉部子ども子育て支援室の田内と申します。私からは、プランの「IV 多様な困難を抱えた女性への支援と女性の健康支援」の部分として「1 女性に対するあらゆる暴力の

根絶」でDVの関係、それから「2 困難を抱えた女性への支援」でひとり親家庭等への支援の関係について御説明します。

まず、資料の 1-1 を御覧ください。一番右上のところに配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数というグラフが載っています。ここ数年、相談件数は2,000 件前後で推移しています。グラフは令和元年度までの数字となっておりますが、令和2年度については現在精査中ですが、2,000 件をやや下回る見込みとなっております、1,800 から1,900 くらいの間に収まるのではないかと考えております。コロナの関係で巣ごもり生活等もありまして、DVの関係は色々あるのではないかと懸念はありましたが、相談の中身は精査をしていませんが、数値としてはコロナの影響は今のところ見られていないと考えています。

それでは具体的に当室の施策の推進について御説明します。資料1-3、18 ページです。「IV-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくり」です。一番上にあるとおり、11 月は女性に対する暴力をなくす運動月の間ということで、市町村関係団体と連携して、主にパープルリボンキャンペーンというDV防止のための紫色のリボンをつけるという取組を行っています。また、子供の面前でDVが行われることは、子どもにとって心理的な虐待に当たるということで、DVと児童虐待が非常に密接に関わっていることから、同じく11 月を児童虐待防止の推進月間として、こちらはオレンジリボンキャンペーンとしてオレンジ色のリボンを着用するキャンペーンを行い、DVと児童虐待防止に向けて、様々な普及啓発の活動を行っています。

19 ページの一番下「(3) 女性に対する暴力への厳正な対処」ですが、ここでは警察や関係各機関等と連携して、DVの防止に努めています。

次の20 ページ「(4) 被害女性等に対する救済策の充実」で、一番上にあるとおり、主にDVについては、配偶者暴力相談支援センター、配暴センターと略していますが、こちらを中心に関係機関と連携してネットワーク作りをしながらDVの防止に努めている状況です。相談件数は先ほど申しましたとおり、現在のところ年間2,000 件前後で推移しています。

その下ですが、DVで家にいられなくなった方を一時保護するというのもあり、一時保護しながら、一時保護後にしっかりと自立した生活ができるような支援も併せて行っています。

21 ページに移りまして、ひとり親家庭への支援について御説明します。コロナ禍において、ひとり親家庭の生活がますます厳しくなっているという現状がございます。様々な支援事業を行っていますが、21 ページの「(1) ひとり親家庭等への支援」の一番上の段で、母子・父子自立支援プログラム、これは児童扶養手当を受給している方々に、就労を支援するようなプログラムを策定して、就労につなげていくといった事業です。それから、本日はひとり親家庭等就業・自立支援センターのチラシを配布しています。こちらも母子家庭、父子家庭の方に無料で就業支援等を行う事業となっております。これは岩手県母子寡婦福祉連合会に委託して実施している事業で、このようなものも活用して、ひとり家庭の支援をさらに強化していくところです。また、三つ目の部分ですが、母子家庭や父子家庭、特に母子家庭の方には養育費の問題があります。別れた夫が、なかなか払ってくれない、といった養育、教育費の相談も多く寄せられていますので、こちらのセンターでは弁護士による無料相談なども行いながら支援を行っています。

最後、22 ページの上の段です。昨年度、子育て世帯への特別給付金としてひとり親世帯の方に5万円を配布するという国で行った事業ですか、そちらも実施しております。それから、ひとり親家庭等応

援サポートセンターを今年の1月から岩手県社会福祉協議会で設置していますが、こちらも支援を推進している状況です。駆け足ですが私の方からは以上になります。

○**福島裕子会長** ありがとうございます。非常に駆け足での説明となりましたが、只今の説明について委員の皆さまから御質問、御意見を頂戴したいと思います。どうぞ忌憚のない御意見、御質問をよろしくお願いいたします。新議員の方は初めて目にする県の取組だと思いますので、どんなことでも結構です。では、森委員いかがですか。

○**森寛子委員** 資料と関係があるかわかりませんが、私は人権擁護委員で電話相談を請け負っていて、女性の方からは夫からのDV、彼氏からのDVについての相談等があります。その中には、相談者の方が相談をする場所がよくわからない、たらい回しにされてどこに相談したらいいかわからない、弁護士にお願いするとお金もかかるしどうしたらいいのか、という相談もたくさん受けます。もっと相談者が分かりやすいチラシなどはないでしょうか。関係ない話でしたらごめんなさい。

○**福島裕子会長** いえ、大切な視点だと思います。相談をしたいと思う方は、まさに色々な困難を抱えている女性等だと思います。その方たちがなかなか窓口を把握できていない、或いはものすごくお金がかかってしまうのではないかということで、相談するのは非常に敷居が高いように感じているのではないかと思います。その部分の取組について、県の方ではいかがでしょうか。

○**前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長** DVに関する相談窓口がわかりづらい、特に人目につくような動きがづらいとか、家族がいないところで電話できるタイミングが限られていることもあるかと思います。ここアイーナの中にある男女共同参画センターでもDV相談窓口を設けており、アイーナ関係でのPRの機会や、その他、県の広報なども行っていますが、なかなか繋がりにくいということがあろうかと思います。どこに相談に行けばいいのか、どうすれば分かりやすいかというあたりを相談機関同士で情報共有し合いながら、どの機関に相談しても必要な支援に繋がるような形が必要ではないかと思っておりますので、機会あるごとに相談機関ごとの打ち合わせや情報共有の機会を設けて、最初はどこに相談したらいいのかわからない方が、まずは声を発しやすいところに繋がったときに、その適切な窓口に繋がることのできるというような形を考えていきたいと思っております。

○**福島裕子会長** ありがとうございます相談窓口同士での連携もということですね。

○**田内子ども家庭担当課長** 子ども子育て支援室ですが、少し補足いたします。委員がおっしゃる通り相談窓口が分かりにくいというのは大きな問題だと思っています。先ほど御説明した配偶者暴力相談支援センターは何か所かございまして、アイーナにある男女共同参画センターもそのうちの一つです。あとは、盛岡市の方限定になりますが、盛岡市が設置している、もりおか女性センターもございます。また、各広域振興局にも窓口を設置していますが、設置していることを分かっていないと意味がないので、パープルリボンキャンペーンとして色々と周知をしています。今日もイオンモールの方に行っておりますが、ショッピングセンター等でもいろいろな周知や啓発活動を行っています。そういったものを

通じながら、SNS 等のもっと効果的な広報の方法も考えて、相談窓口の周知に引き続き務めていきます。

○福島裕子会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○八重樫千晶委員 八重樫です。お聞きしたいことが二つあります。

まず一つ目です。資料 1-3 の 19 ページです。女性に対する暴力への健全な対処ということで、先ほど森委員からお話があった件に関連すると思いますが、配偶者暴力事案対応状況として、警察の取扱件数が令和 3 年の 9 月末で 324 件となっていますが、この数字は 4 月から 9 月の統計なのかをお聞きしたいです。例年と比べて増加傾向にあるのかもお聞かせいただければと思います。

それから二つ目です。先ほどひとり親家庭について話がありましたが、ひとり親支援は非常に岩手県でも必要なことだと思っています。広域振興局に相談窓口を設置しているということですが、当事者には地元ではなかなか相談できない方、あえて地元を避けて違う所で相談をされる方もいらっしゃるかと思っています。県の男女共同参画センター、インクルいわてで相談窓口があるということですが、そちらで夜も相談をしているというチラシを拝見したことがあります。非常に有効だと思っています。ひとり親の方々は正規雇用も多いと聞いていますので、時間に制約があって相談ができないこともあると思います。男女共同参画センターでは夜の 8 時とか結構遅い時間までやっていて、相談員も女性だけではなく男性もいるということ、非常に対応していただいていると思うので、夜に相談をされている方は何人くらいなのか分かれば教えてください。以上です。

○福島裕子会長 今の二点の質問によろしくお願いたします。

○田内子ども家庭担当課長 一つ目の警察関係の 9 月末現在の配偶者暴力事案の対応状況は、警察の調査なので分かりかねるのですが、手元の資料によると暦年で調査しているようですので 1 月から 9 月末の数字ではないかなと思います。ここ数年 400 件くらいで推移しているようですので、9 月末だと 1 年のうち 4 分の 3 過ぎておりますから、このくらいの数字かなと思います。

ひとり親家庭の相談ですが、夜間や時間帯別の統計はありませんが、委員がおっしゃる通りひとり親の方は日中仕事をされているということで、夜間の相談も必要というのはその通りだと思っております。どうしても我々の方で行っている相談窓口は、平日の日中ということがありまして、おっしゃる通りいろいろな働き方がありますので、我々にしても平日の日中相談窓口が開いていても全く相談できる時間帯ではない、というのはその通りですので意見をいただきながら、色々な相談機関がありますので、全てが全てという訳ではなくて、やはり夜でも対応できる所というのがもしあるのであれば、そういった対応を今後考えていかなければならないと思ってお話を聞かせていただきました。貴重な御意見ありがとうございます。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 補足させていただきます。子ども子育て支援室から話があったとおり夜の相談件数が何件というのは把握していませんが、男女共同参画センターは曜日限定で火曜日と金曜日は 20 時まで相談を受付しているほか、土日祝日も相談窓口を開設しています。人員体制の関係でなかなか 24 時間とはいかないところもありますが、できるだけ相談しやすいよう間口を

広げるように努めて参りたいと思っています。

○福島裕子会長 ありがとうございます。相談をされる方が利用しやすいシステム、あり方というのが非常に大きな課題だと思います。

また、DVの被害者の方で、自分がDVの被害者だと思っていなくて悩んでいらっしゃる方々もいらっしゃると思いますので、ぜひ、只今の御意見を受けまして利用者のニーズに沿った体制づくりを更に一層進めていけたらと思います。

それでは後半にもまた意見交換の時間を設けたいと思いますので、一旦ここで質疑を打ち切らせていただきます。ただいま各委員から出た意見で、さらにプランが着実に推進されるようお願いしたいと思っています。

それでは次に入らせていただきます。次第「5 報告」について事務局からお願いします。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 配布した資料2から資料5まで御説明いたします。

初めに、資料2「女性活躍支援の取組」を御覧ください。いわて女性活躍企業等認定制度、イクボスといった女性活躍関連制度についてです。この認定制度は、女性活躍に積極的に取り組む企業団体を認定するもので、ステップ1、ステップ2と段階を踏んでいただくとするものです。10月末現在でステップ1、ステップ2を合わせて276社となっており、昨年の同時期に比べて1年で100社余りの企業・団体に新たに認定を取得していただいている状況です。

2ページ目は、女性活躍のための経営者研修についてです。表の一番下に書いていますが、新型コロナウイルスの影響もあり今年度はオンラインと県内4ヶ所の参集会場を設けて実施し、感染拡大防止対策を行いながら多くの企業の方に参加しやすいような工夫をしています。

続きまして、3ページの「ワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。特に今年度は、表の真ん中、男性社員のワーク・ライフ・バランスの取組の促進というのに取り組んでいます。この事業は、男性側の働き方の見直し、家事育児への参画を促進することで、女性の負担を軽減し女性活躍推進につなげていくため、認定企業などの中から5社に対して委託を行い、男性のワーク・ライフ・バランスに係るモデルを創出し、他社などへの発表を行う取組をしています。

「5 女性活躍推進に関する事業所アンケート調査の実施」についてです。女性の活躍に関する企業の現状やニーズを把握するため、平成26年、平成30年に続き3回目の調査ということで、県内1,000の民間事業所に対して調査を行っております。

続きまして、資料3「性別による固定的な役割分担意識をなくそう いわて宣言」についてです。今年の2月にいわて女性の活躍促進連携会議といわてで働こう推進協議会の連名で宣言したものです。これは東京圏に流入した女性が、それ以外の女性に比べ地元には「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識を持っている人が多いと考えている人の割合が高いということが指摘されており、あらゆる分野に女性が参画できる能力を発揮できる社会の形成のため、「住みたい、働きたい、帰りたい」と思える岩手を作るために、固定的な役割分担意識を岩手からなくそうと宣言するものです。この宣言に対して岩手大学様や宮城建設様を始めとした賛同メッセージをいただき、県のホームページにも掲載して周知を図っています。今後もさらにこの宣言を県内に広げていくよう周知したいと思っています。

続いて資料4は「女性のためのつながりサポート事業」です。この事業ですが、新型コロナウイルス

感染症拡大の影響により、孤独・孤立等で不安を抱える女性に対する支援を行うこととして、今年7月に県内2ヶ所に「いわて女性のスペース・ミモザ」を開設したものです。事業内容の通り、相談窓口の設置や居場所づくり、生理用品などの提供を実施しております。詳しくは参考資料としてチラシを添付しましたので、そちらも御確認いただければと思います。

最後に、資料5「多様な性のあり方を尊重するための職員ガイドライン」です。県では、この2月に職員のガイドラインを策定しました。いわて男女共同参画プランにおいても、多様な性の尊重、性的マイノリティ、LGBT等への偏見や差別の解消を掲げ、LGBT等の方々の状況やニーズに対する理解を深めるために行政職員を対象とした研修を行っています。このため、専門家や当事者団体に意見をいただきながら研修用のテキストとしてこういったガイドラインを策定したものです。資料にある通り、職員に求められる姿勢として、性的指向・性自認は一人ひとりの人生に深くかかわる問題であり、多くの県民と接する県職員として知識を身につけ、理解のため行動することが必須となっております。今年の2月に県庁内の職員向けの研修を行ったのを皮切りに、今年度の新採用職員研修、担当課長の新任研修などで、時間を設けて概略について説明し、その他に、この12月には広域振興局、市町村職員を対象とした研修を実施し、性的マイノリティの状況やニーズに関する理解を深めるという取組も進めたいと考えています。報告は以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。ただいまの報告について、御意見、御質問をいただきたいと思います。

私から一点御質問させていただいてよろしいでしょうか。資料3のいわて宣言ですが、真ん中くらいに、東京圏に流入した女性はそれ以外の女性に比べ地元には云々とありますが、「それ以外」の女性というのは、岩手県に残っている女性ということでしょうか。それとも、誰を指して言うのか教えていただきたいと思います。

○前田特命参事兼青少年・男女共同参画課長 この調査は国土交通省が行ったものでして、全般的に地方から東京圏に入ってきた人の方が、東京圏以外にいる人や元々いる人と比べて、地元にはそのような意識を持っている人が多いと考えている人の割合が高いということで、地元への就業や地元定着という面では、このような意識が課題ではないかと捉えています。

○福島裕子会長 わかりました。ありがとうございます。

○高橋若者女性協働推進室長 少し補足させていただきます。「それ以外」というところですが、地元に残っている女性、それから元々東京圏にいて東京圏に残っている女性に比べて、地方から東京圏に移動している女性の方が、地元には固定的役割分担意識があるだろうと考えている割合が高いということです。

○福島裕子会長 わかりました。ありがとうございます。私も大学で教育をしている立場ですので県外流出を止めにかかる為の色々な対策をしていますが、一つはこうした意識を持つ女性だからこそ県内に残れるような意識啓発などが必要なのではということを確認したくて質問をさせていただきました。

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

○八重樫千晶委員 ワーク・ライフ・バランスの推進に関連して資料 1-2 の 5 ページ「仕事と生活を両立できる環境づくり」の男性の育児休業取得率について、県職員男性の育児休業取得率と教職員男性の育児休業取得率が令和元年度は 16.7%、2.7%とそれぞれ数値が出されていますが、公務職場について伺いしたいと思います。

今年の 6 月に育児・介護休業法が改正され、来年 4 月から大企業を中心に 3 段階で執行されることで、いわゆる県職員や教職員でいう、条例の改正、育児・介護休業法については何か体制の整備があるのでしょうか。

○熱海職員育成課長 人事課の熱海と申します。県職員における育児休業制度の改正の状況ということですが、現在国の動向を踏まえて県の方は整備するというところで、検討を進めています。

○八重樫千晶委員 いわゆる国家公務員の人事院の方の改正が進んでから県のほうもということですか。

○熱海職員育成課長 国の制度の概要と合わせた形で県の方も条例改正等を進めたいと考えておりまして、合わせる方向で検討を進めております。

○八重樫千晶委員 国に合わせるということは時期も国に合わせるということでしょうか。

○熱海職員育成課長 時期についてはまだ確定したことを申し上げられないのですが、準備は進めております。

○八重樫千晶委員 では体制の整備の方もよろしくお願いします。

○福島裕子会長 順次、国の方針に従いつつ、県そして市町村ということで整備を進めているという御回答でした。

○福島裕子会長 11 時を回り、残り時間もあと 20 分程度となりました。議事の報告まで進んだということで、次第の「6 男女共同参画全般に関わる意見交換」に入らせていただいでよろしいでしょうか。

名簿でそれぞれの御所属等はわかりますが、今どのような形でどこを課題として取り組んでいらっしゃるのか、というような辺りを簡単に御発言いただけたらと思います。

名簿順に順番ということで、池田委員から。公募で今年度から新規で委員となりました。どうぞよろしくお願いたします。

○池田弘子委員 いわてアサーティブの会の代表をしています、池田と申します。自分も相手も大切にコミュニケーションをテーマにしています。私は 50 年主婦をしています。男性も女性もお互いに大切にするためには、男性が育児に理解を持って、技術をもって、即戦力になってもらえたらと感じて

いました。そのためには、男性に家政学の知識と情報を持っていただければと思います。女性は、文化の中で、自然にといいますか、何となく情報を得ることができると思いますが、男性の場合は、なかなかそうはいかない。文化的に考えても難しいかと思いますが。女性に比べて情報も知識も少ないと思うのですが、いざという時に即戦力になれるように。例えば、育児は戦争です。その場で教えろと言われても無理です。時間も労力もそんな余裕はありません。病気になるのも突然です。今、男性の単身世帯も増えていると思います。いざという時に、男性自身のためにも、女性の活躍を推進するためにも、男性に家政学の情報と知識を持っていただきたいです。今色々なお話を聞いて、県もすごく努力していると思います。素晴らしいと思います。昔に比べてすごく男女共同参画も進んできたと思いますが、ここでもう少し、ひと踏ん張り頑張ってください、男性に学びの場を作っていただけたらと思います。機会をつくっていただけたらありがたいと思います。

○福島裕子会長 ありがとうございます。男性が即育児等に参画できるような教育の場をということで、男性向けの色々な研修等に取り組んでいるようですので、また御意見をぜひよろしくお願いいたします。

○及川一也委員 羽場小学校校長及川です。学校現場で男女共同参画の一つの指標になっている混合名簿について、着任してから3年間混合名簿をやりましたが、混合名簿になるだけでは何の意味もないということを改めて強く実感しながら進めています。混合名簿をなぜ作るのかを学校ごとにはっきりさせないとならない。混合名簿の目的は、最終的に差別、偏見、先入観がなく多様性を尊重し合える人間形成にあるということ、子供に対しても職員に対しても発信し続けること、そして実際の動きにつなげることが大事だと思っています。

実際に3年目になり、例えば運動会で男女別で走り、先が男子で後が女子だったのが、最後のリレーだけは女子、男子の順番だったりが、職員からの発声で男女混合でいいのではないかと、かえってその方が戦略を組めるのではないかとという動きがあったり、児童会等、色々な役で率先して女子が立ったりする状況が生まれています。

子供達が小学校や中学校では男女の不当なものを感じることはあまりないのかもしれませんが、社会に出ると感じるものが出てくるのだと思います。その時に考える力、発信する力を育てていく。これで本当に良いのかな、これおかしいのではないかな、ということを発信できる力を小学校、中学校で育てていかなければいけないと感じて取り組んでいます。

個人的に思っていることですが、親たちとの関わりが多い中で、男女共同参画ということで、女性は家庭にいればいい、家庭を守るのが女性、みたいな考えはもう排除していかなければならない、クリアにしていかなければいけないというのはもちろんそうですが、専業主婦の方が何となく肩身が狭い、白い目で見られているような気がする、社会参画もしてないくせに、と思われて小さくなっているような感じがします。これはこれで一つの多様性として認めていく社会づくりが難しいところだと思っています。以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。続きまして、大高委員、新任でございます。よろしくお願いいたします。

○大高智佳子委員 今年度から参加をさせていただきます、研修講師そして働き方改革のコンサルトをしている大高智佳子と申します。すばらしい施策の数々、資料をつぶさに拝見させていただきました。これらが県下に浸透していくと本当に素晴らしい岩手の県と県民性というのが育まれていくと感じています。しかしながら、このようにつぶさな施策がありながら、これにアンテナが立ち、そして、それぞれに届けられているのかどうか、そこのところどころが少しどうかというところを感じております。

昨今ですと、SNSや様々な届け方があるわけですし、必要な人が必要な情報を取りにインターネットで検索するというのもしてはいますが、ショッピングモールでパネル展を開いたとして、そこにどれだけの人たちが立ち寄り、関心を持って、それをつぶさに御覧になり県の政策について理解をしているのか。それを拝見しているとなんとなくもったいないなあという気持ちが非常にいたします。

厚生労働省の女性活躍、高齢者活用等の研修を二戸の方でさせていただいていますが、それに関して言えば、アンコンシャス・バイアスそれから女性活躍、ハラスメント講習、こういった研修をしますと若い方々は非常に熱心に、関心を持って参加はしてくださりますが、参加をしている経営者ですとか、年配の役職者の方々の発言の端々にジェンダー的なギャップについての発言がやはり出てくる。そうすると若い人たちは、自分たちが諦めていく、こういう人たちに言ってもしょうがないというふうな諦めの雰囲気ですごく感じられます。若い方たちは、意識は非常に高いものがあるし、これからの自分たちの社会だ、岩手だというふうに感じていらっしゃるようですが、見えないガラスの天井、それは女性だけではなくて、見えない壁、こういったものを年配の方々が、その土地で力を持っている、あるいは企業で力を持っている方々の、意識の変革というものをもっと強く発信していただいてもいいのではと感じています。

ぜひ、もっともっと広く多くの方々にこういったすばらしい施策にアンテナを立てていただく、そういう方法をぜひ皆様でお考えいただければと思います。以上でございます。ありがとうございます。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは、小菅委員お願いいたします。

○小菅亜紀子委員 北上地区消防組合の小菅と申します。私は消防職員ですが、消防というと男性のイメージがとても強い職業かなと感じております。私自身も20年勤務していますが、未だに女性が消防にいるのですね、というような声をきくことがあります。

先ほどアンコンシャス・バイアス、無意識の偏見のお話がありましたが、まだまだ無意識の偏見が強い社会なのかなという部分も感じているところでもあります。国としても女性消防吏員のパーセンテージを高める取り組みを今やっているところです。県としては、今、女性吏員の割合とすると2.7%ですが、これを令和8年度までには5%にしましょうという目標を持って取り組んでいるところです。

そのような意味も含めまして、女性だけでなくすべての方が働きやすい環境を作ることが、私の中では一つの目標で、せつかく就いた職業を諦めることがない社会にしていきたいと思っています。そのためには少子高齢化で働く世代が少なくなっていくことを踏まえ、女性の活躍を期待されている部分があると思います。各組織で適切な支援や柔軟な考え方ができていけば、諦めていく、諦めていく、そういった人ばかりにはならないのではと思います。ですので、そのような部分に取り組んでいければと考えております。よろしくお願いいたします。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは佐藤委員お願いいたします。

○佐藤尚委員 岩手県高等学校PTA連合会で、県の公立学校の高校等特別支援学校 80 校のPTAの元締めをしております。

現在、PTA会長の女性の割合は 20~30%、ここ何年間かそういう状況です。70 年になりますが、約 20 年前にどちらかと言えば男女共同参画的な発想で母親委員会というのを立ち上げました。つまり、当時PTA会長はほとんど男性ばかりでしたので、女性のPTAの人達の研修の機会がないということ。それから、運営をしていくために理事を選出していますが、理事もほとんど男性だったということで、母親委員会を作り、女性、その母親の人達のPTAの研修の機会と、理事に母親委員長、副委員長が入ることにより、運営に参画してもらおうとしました。現在も理事は女性の方が 30%に満たないということで、一生懸命努力しています。

母親委員会という名称や、規約の中に母親委員会の規定もありますが、それが家庭教育に関することで、なぜ母親だけが家庭教育のこともやらなければいけないのかということもあります。そういう問題も出てきて、今いろんな機会でも名称の変更や規約の改正をしています。本来であれば男女共同参画、女性も高校のPTA活動に積極的に参加しましょう、というところから始まったことですから、その形式や研修の仕方、それから委員や副会長の中で女性を増やすことなどについて、今、努力というか検討を行っているところです。

名前とはともかくとしても、母親の研修会が一番活発な状況だということをお伝えしておきたいと思っておりますので、それは失くさないようにしながら、名称や規定を考えていなければいけない時代かなということをやっております。以上です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは継続委員の天間委員お願いいたします。

○天間正継委員 弁護士の天間と申します。弁護士会の活動としては、県の相談に弁護士を派遣したり、DV 等の名簿を作成して法テラスの方にDV相談があれば弁護士を派遣したりというようなことをしています。

個人的なところとしては、先ほど自殺率のお話しもありましたけれど、コロナの影響がある中とか、コロナに関係してですが、最近私の方でオンラインでの相談とか打ち合わせを試験的に始めています。今 1 件受けていますが、DVで県外に避難されている時に、電話相談だと資料を見てもらえないところもありますし、中には軽度知的などがある方や、DVの方ですと一言えないところがあるので、弁護士が「これ、わかりますか」と聞いて「分かりません」と言えないことがあります。電話だと「はい、はい」と言うだけなので、本当に分かって「はい」と言っているのか、分かっていないけれども「はい」と言わなければいけないから、とりあえず「はい」と言っているのか。オンラインだと顔が見えるので、分かっていなさそうだとする時には、こちらから水を向けてみるとかできます。

先ほど夜間相談という話もありましたが、夜間相談でもかなりいい話だと思います。仕事終わりに夜間相談に行くとなると、ラッシュなどで時間がかかってしまう中で、オンラインだと移動時間もないので、子供を寝かしつけた後に、ちょっと相談するというのも、試験的に始めています。オンライン技

術の発展には注目してやれたらなというふうに考えております。

あと、皆さんご存知だと思いますが、離婚調停中に児童扶養手当が支給されるようになるのではないかとこの取り組みも聞いています。そのように変わっていけば、女性の離婚調停を進めていくハードルも下がるのではと思っています。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは、野田委員お願いします。

○野田大介委員 今年度から委員に任命された、特別養護老人ホーム久慈平荘の副施設長の野田と申します。久慈平荘は洋野町の施設で、岩手だと一番端の方ですが、私たちのところでは子育て支援ということで、13年ほど前から子育て支援手当を支給しております。これは保育料を、正職員の方だと保育料の半分を支給するという金額を出していて、今までで大体500万円位、その手当の方に充てております。発想のきっかけは、やはり扶養手当が、男性の、特に世帯主にしか支給できなかったこともあり、皆様ご存知の通り、老人ホームの職員さんは、女性の多い職場でして、その点で女性の方にも長く働いていただきたい、そして、一番働いて子育てしたい時、一番かわいい二歳、三歳の子供が泣いて、保育園に預けて通っておられる方も継続して支援したいということでやっております。

そのような所に取り組みながら、今回の資料2にある、いわて女性活躍企業等認定制度を私たちもとっています。コロナ禍でも昨年度99の企業が取ったということは素晴らしいなと思っております。

一点だけ要望ですが、この認定制度を企業や行政は比較的知っていて、「ああ、素晴らしいですね」と、御評価いただくのですが、学生さん、特に大学生の就職の判断基準の一つになればなと思っております。ぜひ、周知のところにひと工夫を。そして、今日は福島先生もいらっしゃるので、大学の方にも周知出来るのではないかなと思って提案させていただきます。

○福島裕子会長 大切なご意見でした。ありがとうございます。それでは、細川委員よろしく願いいたします。

○細川恵子委員 紫波さぶりの細川と申します。いつも勉強させていただいております。ありがとうございます。今日、感じたところで三点ほどお話ししたいです。

まず、私は紫波町の委員にもなっていますが、役職というか、政策方針決定の女性割合というところで、先程、防災の方のお話がありましたが、とても大切だなと思いました。県の方でもしっかり取り組んでいることも分かって、やはり、私たちはどうすることもできないことで、多分、上の方たちが決めることだと思うので、そこはぜひ進めていただきたいなと思っています。

あとは、私は福祉の仕事で相談も結構受けることがあります。ひとり親等の取組がたくさんありましたが、相談窓口で、DVでもないし、私はひとり親だけど、という方が来た時に、今子ども食堂が流行っていますが、子ども食堂や地域食堂の方に情報が来て、そこに繋がれることが出来たらいいなと思っています。紫波町でもそのような取組をしていますが、ぜひ相談窓口につながるたくさんの機関や活動団体とかがあればいいのかなと感じました。

あともう一つは給付金のことです。今回もコロナで子供のいる世帯に給付金をということがありま

したが、私が相談を受けている方で、本人はDVと気づいていないけど、「多分それDVですよ、奥さん」と言っている方がいますが、その旦那さんの方に給付金が全部入ってしまいます。子育てにはお母さんが全部お金を出していて、給付金が子育てに使われないという現状も、今までも何件かありました。なので、お金じゃなくて、何か直接のサービスとか、そういう物が良いなと感じております。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは、森委員よろしく願いいたします。

○森寛子委員 私は人権擁護委員男女共同参画委員の仕事をしております。私達、人権擁護委員は、11月12日から18日までは、女性の人権ホットライン強化週間ということで、朝早く8時半から19時まで相談を受け付けました。普段は土日でも、留守電に電話しておいていただくと、その留守電を辿って私達が再度その方にお電話をして御相談を受けたりもしております。最近ではコロナの関係で、ラジオとかテレビとかを使って、相談が出来ることを皆さんに伝えたりしております。

相談を受ける中で感じるのは、やはり男性は、何か申し訳ないですが、女性を、持ち物というか、自分のものみたいな感じで、DVや色々な悩みに使っているように感じる事が結構あるので、もっともっと男性も女性も、いろいろと共同して、差別の無いように出来れば良いなと思っております。

○福島裕子会長 ありがとうございます。それでは、八重樫委員お願いいたします。

○八重樫千晶委員 先程の及川委員から学校現場での男女混合名簿、性別で分けない名簿の話がありましたが、たしか県民計画のプランの中では、2022年度までに、性別で分けない名簿を学校現場で導入することになっていて、資料の中では、まだまだ100%になっていないという状況です。導入ありきではなく、意義のところが一番大事ななと思っておりますが、まずは第一歩として学校現場、学校教育が子供たちに対して担っていく役割は非常に大きいと思っておりますので、ぜひ県民計画のプランでもあるので、混合名簿、性別で分けない名簿の導入を推し進めていかなければいけないと思っております。

そして、使用している名簿ですが、導入ありきで、学校現場では日常の学級名簿としての使用になると、非常に数値がガクンと下がっている現状がありますので、そちらの方を早急に解消することが必要と思っております。市町村の教育委員会にしっかりと意義を通知して、日常的に使用することをこちらの審議会からの意見として、県教委等に話していただければいいなと思っております。要望です。

○福島裕子会長 ありがとうございます。最後に渡邊委員よろしく願いいたします。

○渡邊拓委員 岩手労働局の渡辺と申します。岩手労働局の方では、民間の企業部門の男女雇用機会均等法や女性活躍推進法、あと改正育児・介護休業法の施行という業務をやっています。来年度の女性活躍推進につきましては、4月1日から101人以上の企業で行動計画の義務化となりますので、そちらの方が一番のメインとなります。あと、ハラスメント防止対策についても、全部の企業のところで防止対策が義務化となりますので、その周知を今年度は中心的にやっつけていこうかなと思っております。

私は4月から岩手に来ましたが、国の方の女性活躍で「えるぼし認定」というのがあり、こちらの「プラチナえるぼし」というのを岩手の企業さんが北日本で初めて認定されていて、実は岩手は非常に

先進的な企業は多くて、先進的な企業がどんどん増えているなど思っています。一方で、なかなか取り組んでくれない企業も多く、どちらかという二極化していると思っております。取り組んでくれない企業に対して、今後いかに取り組んでいくかというのが課題と思っております。

男女共同参画について個人的な意見としては、子育て支援とはよく言われますが、介護のところは非常に落ちているのかなと思います。介護というのは全ての皆さんが直面するところだと思いますので、介護を大きく打ち出していった方が、子育て世代だけでなく、すべての皆さんに共感を得られるのかなと思っております。

国の広報も必要な人になかなか必要な情報が行っていない現状があると思っております。どのように広報していくかというのは今後、いろんな方の御意見をいただきいただきながら工夫していきたいと思っております。

○福島裕子会長 ありがとうございます。各委員の皆様から自己紹介を兼ねて、今、取り組んでいること等の御紹介をいただきました。本当に色々な分野で色々な課題意識を持ちながら、活躍されている委員の皆様と出会えまして、私もたくさんの事を学ぶことが出来るのではと、わくわくしています。

最後に私自身の自己紹介ですが、私は岩手県立大学の看護学部という所におります。かつては助産師として臨床で働いていました。助産師ということで、性と生殖の健康支援、女性の一生を通じた健康支援というところを、専門としております。

健康といいますが、身体に障害がないとか病気じゃないというところだけではなく、精神的、心理的、そして社会的に Well Being の状態を目指すところで、女性の Well Being の部分での支援として、色々な活動や研究をさせていただいている立場です。具体的にはシングルマザーのお母さんたちの相談窓口になったり、実際の支援をしたり、児童養護施設で性的虐待を受けた女の子達の保健指導やサポートをしたり、東日本大震災の時も、被災地の女性の健康支援ということで回らせていただいて、その当時の女性の視点のない防災の準備状況や、避難所での女性達の困りごとなどを目の当たりにして来ました。

学生たちに助産学を教えながら子育て支援というところも伝えています。今非常に、面白いトピックとして、子育て支援のところで、先ほど池田委員が、男性たちが出来るだけ子育てに簡単に手を出せるような…とおっしゃっていましたが、実は最近明らかになったことで、マターナルゲートキーピングという言葉があります。母親自身が子育てや家事を囲って、お父さんの手出しを許してくれない、お父さんには任せられないということで、子育てや家事から父親を除外してしまう傾向になっているということが最近新たに浮上してきました。私たち助産師の立場でも、保健指導を振り返ってみると、お父さん達に「お父さん、手伝うべきよ」みたいなことを一生懸命指導しますが、お父さん達からは「やろうと思っているのに、やっていない自分達を責められているみたいだ」という声も聞こえて参ります。ですので、お父さんが手伝うべきと思っている部分にも、ある意味ジェンターの価値観や偏見があるのかなと思ひ、今私たちはお母さんの方にマターナルゲートキーピングに気づいてもらいながら、態度変容させていくためにはどうしたらいいのかという所の研究を進めています。

このような立場で広く浅く色々な部分で男女共同参画に絡むことをさせていただいておりますので、今回の会でもたくさんの方々から、色々な事を学ばせていただいて、県の施策に反映できるように進めさせていただきたいと思ひます。

本当に貴重なご意見を沢山いただきまして、本当は、もっともっと、意見交換の場をいただきたいところですが、残念なことに時間がオーバーしましたので、以上とさせていただきます。

本日本定している議事は以上です。その他として事務局から何かございますか。

○事務局 事務局からはございません。

○福島裕子会長 委員の皆様から、これだけは、ということはございますか。

それでは本日の議事はすべて終了いたしました。10分程延長してしまい申し訳ございません。進行を事務局にお返しいたしますので、よろしく願いいたします。

○高橋若者女性協働推進室長 進行役を務めていただきました、福島会長には、大変ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましては改選後初めての審議会ということで、それぞれの活動分野から一言ずつの御発言、大変ありがとうございました。それでは企画理事から一言御礼を申し上げます。

○石田企画理事兼環境生活部長 本日は公募委員の方も含め、それぞれの立場から貴重な意見をいただきまして、本当にありがとうございます。御意見の中では、例えば固定観念、あるいはこれまで持ってきた価値というのは、なかなか変える事はできない、ということがありました。しかしながら、県とすると丁寧に理解してもらい進める必要があります、それには県庁全体が姿勢を示す必要があるだろうと考えております。また、様々な相談体制等を作っておりますが、もう一度機能的になっているのか、或いは皆さんに周知されているのかを、改めて詰めて、周知していく必要があるだろうと考えております。

女性活躍企業の認定式などがありますが、この頃は建設業者の方も多く出られておまして、経営者の方々、一人ひとりから御意見をいただきますが、女性活躍という得てして女性職員が働きやすい環境づくりと思ってきいたが、実は女性職員だけでなく男性職員も、皆の職員が働きやすい良い職場なのだと感じたというお話もいただいております。

いずれにせよ、性別にかかわらず一人一人が、尊重をされて、生き生きと働いて暮らせる社会を目指して取組を進めていく必要があるだろうと考えております。

本日は環境生活部の男女共同参画担当だけでなく、各部から課長も出席しております。いずれ全庁あげて取組んで参りたいと思いますので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

本日は、本当にありがとうございました。

○高橋若者女性協働推進室長 それでは以上をもちまして、令和3年度岩手県男女共同参画審議会を閉会いたします。